

③ 踏切通行者の身体機能の制約が影響した

事例 4

平成 29 年 3 月 23 日 (木) 11 時 04 分ごろ発生 [表 3 No. 4]

踏切通行者の身体機能の状態が影響したと考えられる事故 (第 3 種踏切道)

概要: 1両編成の普通列車の運転士は、踏切の手前70mくらいの所で、右側の側道を上ってきた歩行者を認めたので、注意を促すために1回気笛を吹鳴したが、歩行者は立ち止まらなかった。踏切の手前50mくらいまで進んだ所で、赤色せん光灯が動作しているにもかかわらず、同歩行者が踏切へ右側から進入するのを認めたことから、気笛を吹鳴し続けるとともに非常ブレーキを使用した。列車は同歩行者と接触した。この事故により、同歩行者が死亡した。

原因: 本事故は、踏切警報機が設けられている第3種踏切道に、列車の接近により踏切警報機が動作している状況において、歩行者が踏切内へ進入したため、列車と接触したことにより発生したものと考えられる。

列車の接近により踏切警報機が動作している状況において、歩行者が踏切内へ進入したことについては、歩行者が聴覚を失っていたことが関与した可能性があると考えられる。また、歩行者が踏切内へ進入する際に赤色せん光灯を認識できなかった可能性があると考えられるが、歩行者が死亡していることから、詳細を明らかにすることはできなかった。

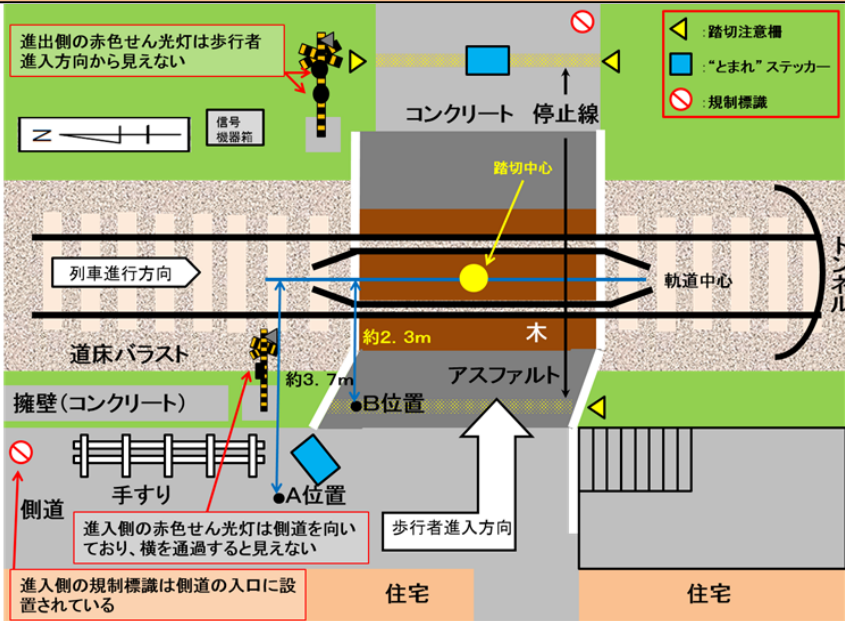


図 踏切周辺の状況及び踏切保安設備等の配置

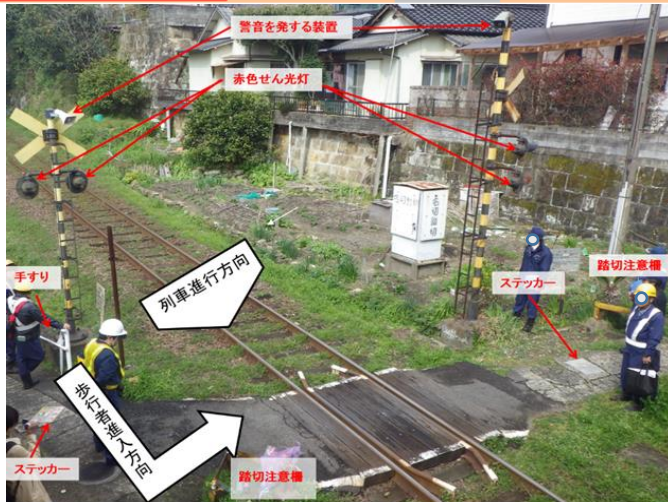


写真 踏切周辺の状況

再発防止に向けて

再発防止のために望まれる事項:

本件踏切は踏切警報機を備えた第3種踏切道であるが、通行者が列車の接近に伴う踏切警報機の動作を確実に認識できるように、全方位型の赤色せん光灯等を設置することが望ましい。さらに、通行者が誤って踏切内へ進入することを抑止するため、関係者が連携して踏切警報機に追加して踏切遮断機を設置するなど、現状より安全性を向上することが望ましい。また、本件踏切に対して施した措置を適切な状態に管理することが望ましい。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成29(2017)年9月28日公表)

<http://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/rep-acc/RA2017-7-1.pdf>